

令和4年5月10日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、市野ボクシングジム（以下「市野ジム」という）所属ボクサーである大杉兼心（ライセンスNo.50150）選手を令和 4 年 4 月 23 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 市野ジム大杉兼心選手は、令和 4 年 4 月 24 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は大杉兼心選手を令和 4 年 4 月 23 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、市野ジムのマネージャーである市野将士（ライセンスNo.25066）氏を戒告処分とする。

理由： 当財団は、市野将士氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション